

水中翼船の椅子席に関する事項

改正規則等

居住衛生設備規則
居住衛生設備規則検査要領

改正事項

水中翼船の椅子席に関する事項

改正理由

2009年4月21日付国海安第10号及び同日付国海安第202号において、水中翼船の椅子席に関する要件を定める船舶設備規定及び関連検査心得の一部改正が公布された。また、2009年4月23日付国海査第35号において、関連する検査の方法の一部改正が公布された。

今般、上記省令改正等に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 水中翼船の客席を椅子席とするよう改めた。
- (2) 水中翼船の椅子席に備えるベルトの要件及び検査について規定した。